《野間口委員提出資料》

日本と海外の双方がウィンウィンの関係に なる知財の移転 -環境技術分野-

2008年2月22日 三菱電機(株)取締役会長 (社)日本経団連 知的財産委員長 野間口 有

1. 企業の基本的な立場

- 1)正当な対価を前提として広くライセンスを行うことで、我国の環境技術を普及させ、世界の環境問題解決に役立てるべきと考える。
- 2)ただし、企業の競争力に何らかの影響を与えることや、意図せざる技術流出等には十分に注意を払わなければならない。

2. オープンにしたい技術を移転して根付かせる仕組み

- 1)企業にとっては製品を差別化できる独自技術とオープンに出来る技術とを戦略的に仕分けることが必要。
- 2)オープンにしたい技術については、その関連技術を多く集めて移転し易くし、根付かせる仕組みを検討すべき。
- 3)標準化戦略との関わりも考慮したパテントプールなど知財活用し易くする仕組みと、ODAなど環境分野での途上国への援助の仕組みとの双方の検討が重要。

3. 英知結集のための仕組みづくり

ひとつの技術だけでは、環境問題の解決には役に立たない。国の施策や研究開発においても、個別のテーマを別々に取り組むのではなく、複数の成果を統合して行くような取り組みが期待される。

4. 成功事例の検証を

抽象論での議論には限界がある。環境技術分野における技術移転の内 外における成功例を検証して具体的な施策を検討すべき。